⑷　平成12年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～エ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）但し、ア）～エ）は同一工事とする。

ア）道路橋（A活荷重以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）橋梁形式がラーメンまたはアーチ型式のPC橋であること。

ウ）最大支間長が、70m以上であること。

エ）架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本入札公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。（本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。

②　平成12年度以降に、元請けの技術者として、上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹から⑽については第１号⑺から⑾までに同じ

３　総合評価に関する事項等

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点

②　施工体制確保の確実性：15点

２）技術提案（加算点）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③　品質の向上：42点

◆総合的なコストに関する事項及び施工計画

④　施工上配慮すべき事項：18点

⑵　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑よって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（⑴①～④）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③及び④における評価点の合計点を加算点とする。

㋒　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも技術提案に基づく施工計画は共通とし、工事毎に異なる施工計画をした場合は欠格とする。

⑷から⑸については第１号⑷から⑸までに同じ

４　担当部局　第１号の４に同じ

５　入札説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

⑴については第１号⑴に同じ

⑵　申請書の提出方法　本入札公告の複数の工事に参加希望する場合の申請書は、希望する工事毎に提出すること。さらに資料等は、参加を希望する何れか１件の工事にまとめて添付すればよいが、資料等を添付しない他の工事には、入札説明書で示す様式を資料等に代えて添付すること。（詳細は入札説明書による。）

１）申請書に関する資料

①　提出期間：平成26年９月30日から平成26年10月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで

②　提出場所：上記４に同じ。

③　提出方法：

㋐　電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３MBを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

㋑　紙入札方式による場合　提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

㋒　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。但し、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

⑶については第１号⑶に同じ

⑷　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

①　入札書の締切日時

㋐　電子入札対応の場合

平成26年12月19日12時00分

㋑　紙入札方式による場合

平成26年12月19日12時00分

②　開札の日時及び場所

①　九州横断道（嘉島～山都）太田川橋上部工工事

平成26年12月25日10時00分

②　東九州道（清武～北郷）鏡州川橋上部工工事

平成26年12月25日11時00分

〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号福岡第二合同庁舎　九州地方整備局契約課入札室

⑸については第１号⑸に同じ

６　その他

⑴から⑮までについては第１号⑴から⑮までに同じ

７　Summary

(1) and (2) is the same above notice No. 1

(3)　Subject matter of the contract :

①　Construction work for establisment of The Ootagawa Bridge Kyushu Cross Expressway

②　Construction work for establisment of The Kagamisugawa Bridge Higashi-Kyushu Expressway

(4), (5) and (6) is the same above notice No. 1